20240924

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

令和６年度～令和１５年度

『こどもたちに豊かな森林を残すために』

令和６年９月
美咲町産業観光課

目次

１　概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(1)　背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

(2)　方針期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　分析 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

(1)　現状分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

(2)　今後の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

(3)　財政見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

(1)　林業振興の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

(2)　森林・環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

(3)　人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　概要

(1)　背景と目的

森林は、木材生産のみならず国土の保全に役立つとともに、水源のかん養や大気の浄化、生活環境の保全など様々な役割を果たしています。

国では、パリ協定の枠組みのもと温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとしています。

この森林環境譲与税については、森林環境税及び譲与に関する法律（平成３１年法律第３号）第３４条の規定に基づき使途を限定しており、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

よって、この使途に関する施策を明確にするため基本方針を定め、適切に運用していくことが必要となります。

(2)　方針期間

方針期間は令和６年度から令和１５年度までの１０年間とし、森林の現況や制度変更により変動が生じることを鑑み、５年ごとに見直しを行います。

「３　施策の展開」に掲げる施策においては、当該年度ごとに実施計画を策定します。

実施計画は当該年度の事業内容、前年度に実施した事業の内容、決算額を町ホームページで公表します。

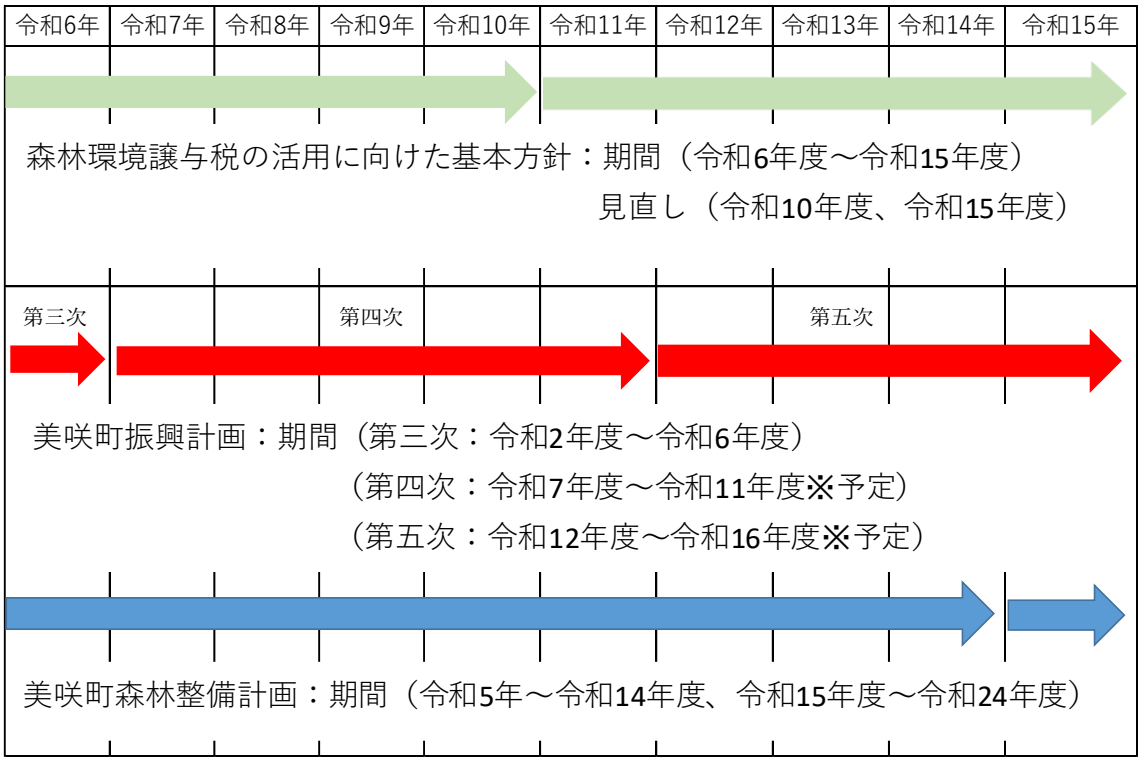

２　分析

(1)　現状分析

本町は、岡山県中央部に位置し、総面積は ２３，２１７ha で二上山（６６８．９m）をはじめとした山間地となだらかな平坦地が続き標高５０～６９０mの地形となっています。

また、本町の東部には岡山県三大河川である吉井川、西部には旭川が流れています。

本町の山林面積は総面積の約７０％に当たる１６，２５９ha で、民有林面積は１５，４５９ha、このうち人工林面積は５，５８８ha で山林全体の約３４％を占めています。

今後は、美咲町森林整備計画の対象となっている森林を中心に、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採や作業路網の整備を推進することが必要ですが、意欲と能力のある林業経営体やその人員が少ないことが課題です。

(2)　今後の状況

令和１０年度に森林法に基づく美咲町森林整備計画の見直しを予定していることから、本基本方針との整合を図ります。

また、美咲町第三次振興計画（令和６年度終了）、第四次振興計画（令和１１年度終了予定）及び第五次振興計画（令和１６年度終了予定）に基づき定めた林業振興事業の事務事業評価の結果を踏まえて、事業内容を見直し、適切で有益な事業の実施に努めることとします 。

(3)　財政見込み

森林環境譲与税は、民有林の人工林面積、林業就業者数及び人口による割合によって額が決定します。

市町村が体制整備を行う令和元年度から令和５年度までの期間は、段階的に額が増加するよう譲与されていました。

令和６年度以降は、毎年ほぼ同額が譲与される見込みです。

なお、当該年度の実施計画において支出できなかった森林環境譲与税は、森林環境譲与税基金に積み立てることとします。

【森林環境譲与税の歳入】

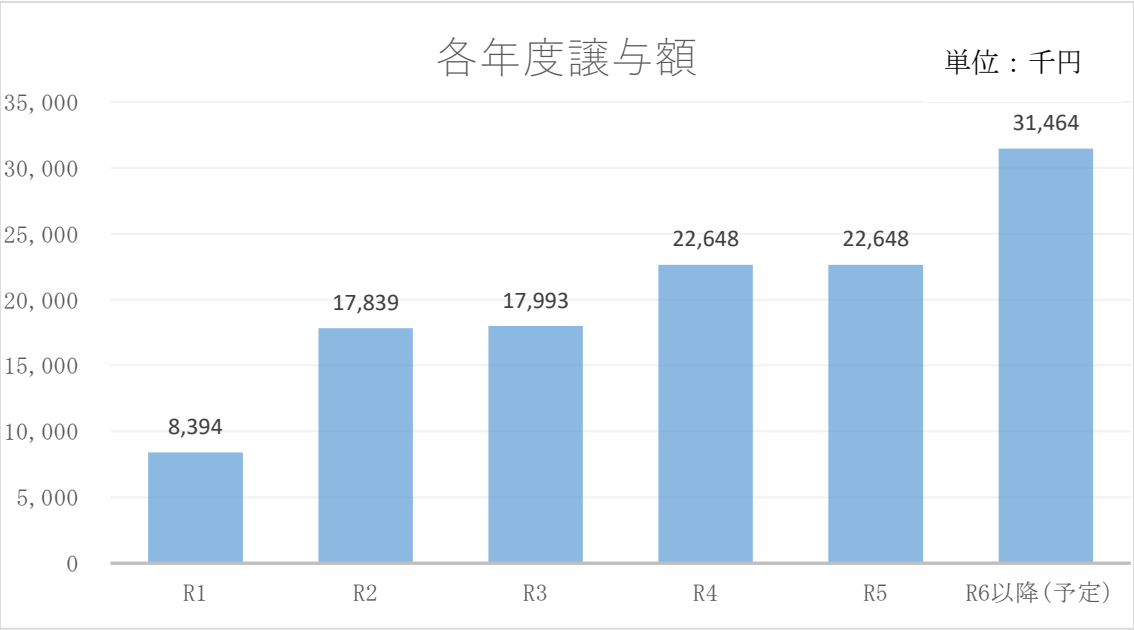

【森林環境譲与税の歳出】

令和５年度までの森林環境譲与税の支出状況（単位：千円）

年度	譲与額	支出	基金積立計
Ｒ１	8,394	3,209	5,185
Ｒ２	17,839	0	23,024
Ｒ３	17,993	1,760	39,257
Ｒ４	22,648	29,090	32,815
Ｒ５	22,648	23,427	32,036
合計	89,522	57,486	

これまでの活用状況

ア　森林経営管理事業

・地区座談会

森林整備についての案内、意見交換等を通じて森林調査の実施

・森林調査

森林整備の実施につなげるため、森林状況や資源状況を確認

・津山圏域定住自立圏 森林資源解析

航空レーザーで得られた情報を解析し、データを森林 GIS に搭載

イ　林業担い手サポート事業

・1 日林業体験

林業への関心や、町への移住・定住につなげるため開催

・林業実務研修会

担い手確保のため、林業の就業希望者向けに開催

・林業技術向上研修会

町内の林業者向けの安全対策、技術向上のため講師を招き開催

３　施策の展開

(1)　林業振興の推進
　ア　森林の整備
　イ　木材の利用促進
　ウ　商品の開発

(2)　森林・環境の保全
　ア　森林 GIS の運用
　イ　普及・啓発イベントの開催
　ウ　関係団体との連携
　エ　整備の出来ていない森林の対応

(3)　人材の育成
　ア　林業事業体への支援
　イ　担い手の確保

(1)　林業振興の推進

戦後に植栽したヒノキやスギ等の人工林が伐期を迎え主伐が本格化する中、再造林が課題となっています。加えて、伐採跡地の解消にむけて伐採後の確実な造林が必要です。

将来にわたり町民や林業に従事する人に森林が地域にあることの恩恵を与えるために、資源の平準化を進める必要があることから、森林所有者の再造林及びその後の森林整備に係る費用を低減することに取り組みます。

また、適切な森林整備により二酸化炭素の吸収率が高まることで、木材利用により炭素貯蔵効果、化石燃料代替効果が図られ二酸化炭素の排出削減に寄与することから、木の伐採から商品化に至るまでの林業サイクルを推進する取組を強化します。

ア　森林の整備

作業道等の作設、維持管理及び環境整備を実施することで、森林の整備の基盤を整えます。

少花粉ヒノキ、スギ等の植林、下刈り、枝打ち、間伐等の森林整備に対して助成し、森林所有者の森林施業を促進します。

また、森林経営計画の団地化や森林経営管理制度による集積化等の山林の集約化の推進、モデル地区を選定して森林整備等、町内の林業事業体に安定した施業地を提供し、効率的で効果の高い施業を目指します。

イ　木材の利用促進

地域木材及び県内産木材を利用し、公共施設の木造化や内装木質化を進めます。

また、公共施設における机及びいす等の備品、公園や保育園等の遊具についても、県産材等を利用し製作されたものの導入を進めます。

ウ　商品の開発

地域木材等の二次的利用として、木のぬくもりを感じられる特性を活かした商品開発を支援します。

将来的には、記念品となるような、乳幼児・子ども向けの木製品の開発や、資源循環の観点から間伐材や廃材等を有効活用した商品開発を検討していきます。

(2)　森林・環境の保全

森林を保全することは、洪水や土砂の流出を防ぐとともに、大気の浄化や生活環境の保全など極めて重要な役割を果たすこととなります。

施業に適していない荒廃した山林や、天然林、災害や事故の恐れのある支障木等も対象として整備することで地域の環境保全につなげます。また、森林の持つ役割の理解を深めることを促進し、町民との協働や他自治体との連携による保全の推進を図ります。

ア　森林 GIS の運用

津山圏域定住自立圏の森林資源解析事業で航空レーザーを用いて得られた木材の資源量等の情報を町の森林 GIS に搭載し、森林事業における企画立案や保全に関する計画の策定における基礎資料として、適切な運用に努めます。

イ　普及・啓発イベントの開催

木材との関わりを深める活動や植樹等の森林整備体験、外部講師を招いた講演会等を通じて、森林の整備及び保全に対する必要性に対する理解促進に努めます。

幼少期から森林や木材について関わる機会を増やすため、体験イベントや学校の木育授業等を企画し、森林に対しての関心を育みます。

森林所有者が森林の管理や施業のやり方を学べる機会を設けて、自身での整備や森林の集約化等を促すことで適切な森林の保全を図ります。

ウ　関係団体との連携

森林の維持管理について他自治体や町内外の各種団体との連携し、森林の保全に努めます。

林業関係者や地域との意見交換の場の設置や、自治会の地域の環境整備活動へ助成すること等で森林の保全を推進します。

また、様々な分野において民間企業との連携も模索します。

エ　整備の出来ていない森林の対応

施業意欲の低下や高齢化、後継者不足等の要因で整備が出来ていない森林に対し、森林所有者や地域との協議や森林 GIS の情報を活用して、経営の成り立つ森林の施業の促進や、施業に適していない森林の整備による環境保全に取り組みます。

また、再造林の出来ていない伐採後の山林に少花粉ヒノキ・スギを植林し、将来の資源確保に繋げます。

(3)　人材の育成

近年、林業の担い手が減少しており、林業を持続可能な循環型産業、地域活力を生み出す森林活用型産業へと発展させることが必要です。

そこで、安定的に経営を継続できる意欲と能力を備えた林業事業体の育成及びこれを支える林業就業者を確保、育成するために、林業労働に関わる各種対策を効率的かつ効果的に実施します。

ア　林業事業体への支援

地域に密着した事業体による森林整備が重要であることから、林業事業体への支援として、技術者等の雇用を維持するための経費の助成、安全装置等の機器の導入に関する助成、社会情勢により高騰する経費の助成等を検討し、高い生産性や収益性の実現に向けた作業体制の確立を目指します。

イ　担い手の確保

資格を取得するための環境整備、作業の安全性向上及び若い世代の林業従事者の育成と定着率の向上等につながる支援を行い、担い手の増加を図ります。

森林や林業に関する知識及び技術を習得するための研修等を実施し、地域林業で活躍できる専門性の高い人材を育成します。

また、林業体験や林業実務研修会等を開催し、林業への興味・関心、就業や移住・定住に繋げます。